川崎市公告第1366号

川崎都市計画地区計画の原案を作成したので、川崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和６０年川崎市条例第１号）第２条の規定に基づき、次のとおり公告し、その案を縦覧に供します。

なお、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１６条第２項に規定する区域内の土地の所有者等は、公告のあった日の翌日から起算して３週間を経過する日までに、川崎市長に意見書を提出することができます。

令和８年１０月２９日

川崎市長　福　田　　紀　彦

１　種　　類

川崎都市計画地区計画の変更

２　名　　称

新川崎地区地区計画

３　位置及び区域

川崎市幸区鹿島田三丁目、北加瀬一丁目、小倉一丁目、小倉三丁目、小倉四丁目、新川崎及び新小倉並びに中原区大倉町及び苅宿地内

４　縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町１番地　川崎市役所本庁舎１９階）

幸区役所１階情報コーナー（川崎市幸区戸手本町１－１１－１）

幸区役所日吉出張所（川崎市幸区南加瀬１－７－１７）

中原区役所５階市政資料コーナー（中原区小杉町３－２４５）

川崎市立中原図書館（中原区小杉町３－１３０１）

※都市計画課、幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所は、平日の午前８時３０分から午後５時まで

※中原図書館は、平日の午前９時３０分から午後９時まで、並びに土曜日、日曜日及び祝日の午前９時３０分から午後５時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

５　縦覧期間

令和８年１０月３０日（金）から令和８年１１月１２日（木）まで

６　意見書提出期間及び提出先

（１）提出期間　令和８年１０月３０日（金）から令和８年１１月１９日（木）まで

（２）提 出 先　川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎市川崎区宮本町１）